

令和3年度

第1回 北広島市都市計画審議会

議事概要

令和3年4月20日(火)

市役所5階 委員会室

北広島市企画財政部都市計画課

令和3年度 第1回北広島市都市計画審議会

1 日 時 令和3年4月20日(火) 16時30分～17時37分

2 場 所 北広島市役所5階 委員会室

3 出席者 委 員：会長ほか7名
事 務 局：企画財政部長ほか4名
関係部局：ボールパーク推進課長ほか2名

【委員】

安藤 淳一(会長)	尾立 淳
川崎 彰治	岸 邦宏(欠席)
小山 茂(欠席)	佐藤 芳之介
島崎 圭介	鈴木 聡士
田原 咲世	野田 政志

【事務局】

企画財政部長	川村 裕樹
都市計画課長	嘉屋 康夫
都市計画課 主査	大西 康文
都市計画課 主任	市川 嘉人
都市計画課 主任	三浦 裕人

【関係部局】

ボールパーク推進課長	柴 清文
ボールパーク施設課長	中垣 和彦
下水道課長	佐々木 克彦

4 傍聴者なし

5 議事内容

1 開 会

2 委嘱状の交付

3 諮問書手交

4 議事録署名委員の指名

5 議 事

諮問案件第1号「札幌圏都市計画公園の変更」について

諮問案件第1号（資料1）について、事務局から説明

[質問・意見なし]

会長

諮問案件第1号「札幌圏都市計画公園の変更」について、審議の結果、案のとおり承認することにご異議ないか。

（異議なし）

審議会の答申として、案のとおり承認する。

諮問案件第2号「札幌圏都市計画下水道（公共下水道）の変更」について

諮問案件第2号（資料2）について、事務局から説明

[質問・意見]

A委員

「北広島下水処理センター」を「アクア・バイオマスセンター北広島」に変更することで、市外の方が下水処理施設の名称として認識できなくなると考える。

関係部局

ホームページでの発信において、旧名称の併記等により市外の方も認識できるよう周知に努める。

B委員

「バイオマス」という単語から、エネルギー関連の施設だと誤解を与えないように、周知の際には適切な補足などを検討すること。

会長

諮問案件第2号「札幌圏都市計画下水道（公共下水道）の変更」について、審議の結果、案のとおり承認することにご異議ないか。

（異議なし）

審議会の答申として、案のとおり承認する。

**報告案件第 1 号「札幌圏都市計画運動公園地区地区計画」のただし書の規定に基づ
く建築物の建築許可について**

報告案件第 1 号（資料 3）について、事務局から説明

[質問・意見]

C 委員

計画している共同住宅は分譲を予定しているのか。

事務局

分譲住宅を予定しており、今後土地の売却等についても計画者と協議していく必要があると考える。

A 委員

建築物の日影規制や BS や CS 放送の電波障害の影響について検討しているのか。

事務局

用途地域が商業地域であるため日影規制の対象外であるが、全体の開発計画の配置において、日影の影響についても調整していく。また、電波障害の影響については、現在、球場の建設に伴い一部地域において障害が確認されており、順次対策が講じられている。

D 委員

居住者が試合開催時に渋滞に巻き込まれることが想定されるが、対応策はあるのか。また、交通結節点地区及び北側の工業団地の土地利用等についての見通しはあるのか。

関係部局

市道ボールパーク 1 号線が東側向きの一方通行の道路であるため、2 車線道路の北側の車線を一般車両、南側の車線を共同住宅の居住者が利用することにより、交通分離が図られ渋滞が緩和されると考える。

事務局

交通結節点地区及び北側の工業団地については、新駅の開業に併せ土地利用の検討を進めていく必要があると考える。

E 委員

子育て世代の居住により、一時的に子供が増えることが想定されるが、保育園、学校等のキャパシティーや通学時間について検討しているのか。

事務局

保育園、幼稚園等については、交流地地区内への施設誘致を検討している。徒歩圏内に小中学校があるが、通学時間によっては、公共交通等の環境について検討する必要があると考える。

B 委員

共同住宅の居住者は、渋滞等について理解した上で購入すると考えるが、最大限齟齬がないように説明しておくことが必要だと考える。また、今後の開発における土地の所有権について地域全体の見通しはあるのか。

事務局

今回の共同住宅については、分譲を予定していることから土地を売却する方向で考えている。それ以外の商業施設等については、事業者への賃貸を想定している。

C委員

今後の開発における建築物のデザインや配色等の統一感について、市はどの程度関与できるのか。

事務局

地区計画の届出において建築物の意匠等についてチェックすることが可能と考える。また、開発構想のコンセプトやビジョンについて、球団やパートナー企業と共有し進めていきたい。

会長

報告案件第1号「札幌圏都市計画運動公園地区地区計画」のただし書の規定に基づく建築物の建築許可について、審議会の意見を基に建築の許可を判断いただきたい。

6 その他

事務局

次回の都市計画審議会の開催予定について説明

7 閉 会